

平成30年度 財政援助団体等監査（2）監査結果措置状況

《魚崎サービス事業所指定管理者》

監査結果の概要	措置内容	措置状況
<p>(1) 意見</p> <p>① 指定管理料の精算について</p> <p>協定書によると、業務に係る経費として、市は指定管理者に年度ごとに100万円支払うものとされているが、これは施設内のエレベータ保守管理経費である。</p> <p>平成29年度における保守管理経費は924,048円であり、差額の75,952円は市に返還されているが、協定書には精算条項はなく、100万円支払うとのみ記載されている。</p> <p>本市所管局は、指定管理料の精算を行うのであれば、協定書を変更し、その旨を記載されたい</p>	<p>エレベータ保守料に対して支払うという趣旨から実際には精算を行っていたが、協定書については、認識不足により精算条項の記載が漏れていた。</p> <p>指摘を受け、指定管理者と協議のうえ、精算条項を追加する変更協定書を平成31年3月7日付で締結した。</p>	<p>措置済</p>
<p>② 協定書に基づく報告について</p> <p>指定管理者は、年度終了後、協定書に基づき、事業所にかかる自立支援給付費実績報告書、及び事業所の管理運営業務に関する事項を記載した報告書（以下、「管理運営業務報告書」という。）を作成し、市に提出しなければならない、とされている。</p> <p>平成29年度の自立支援給付費実績報告書では、給付費の金額を、また、管理運営業務報告書では、機械警備用機器点検業務の契約金額を、それぞれ誤った金額で記載し、報告を行っていたが、これらは、いずれも転記する際の記載誤りが原因とのことであった。</p> <p>これらの報告書は、所管局が事業実績や管理運営業務について把握し、評価していくための一つの基準となるものであるから、指定管理者においては、正確な報告書の作成に努められたい。</p>	<p>指摘を受け、自立支援給付費実績報告書及び管理運営業務報告書については速やかに修正を指示し、提出を受けた。</p> <p>今後の報告書作成にあたっては、内容確認を徹底するよう、指導した。</p>	<p>措置済</p>